

第1章 総則

● 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養^{かんよう}を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

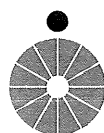
道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育

小学校

学習指導要領(平成 29 年告示)

平成 29 年 3 月 告示



文部科学省

ていく上で、学級の風土を支持的な風土につくり変えていくことが大切である。さらに、集団の一員として、一人一人の児童が安心して自分の力を発揮できるよう、日ごろから、児童に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培うことが大切である。

なお、教師の意識しない言動や価値観が、児童に感化を及ぼすこともあり、この見えない部分での教師と児童との人間関係にも十分配慮する必要がある。

学級経営に当たって、学級担任の教師は、校長や副校長、教頭の指導の下、学年の教師や生徒指導の主任、さらに養護教諭など他の教職員と連携しながら学級経営を進めることが大切であり、開かれた学級経営の実現を目指す必要がある。また、充実した学級経営を進めるに当たっては、家庭や地域社会との連携を密にすることが大切である。特に保護者との間で、学級通信や保護者会、家庭訪問などによる相互の交流を通して、児童理解、児童に対する指導の在り方について共通理解をしておく必要がある。

全ての児童が学校や学級の生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くことができるようにし、児童一人一人の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、児童の発達を支え、その資質・能力を高めていくことは重要なことである。

このため、児童の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、[↑]個々の児童が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援することが重要である。

第6章特別活動の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2(3)において「学校生活への適応や人間関係の形成などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。」とあるが、このような特別活動における配慮をはじめ、各教科等でもその機能を生かすなど、学校の教育活動全体を通じてガイダンスとカウンセリングの機能を充実していくことが大切である。

ガイダンスの機能の充実を図ることは、全ての児童が学校や学級の生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、選択や決定、主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる上で、極めて重要な意味をもつものである。具体的には、学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業等における選択、自己の生き方などに関わって、児童がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案[↑]

内・説明、活動体験、各種の援助・相談活動などを学校として進めていくものであり、単なる事前の説明や資料配布に限定されるものではない。

各学校においては、計画的・組織的な取組によってガイダンスの機能を充実させることによって、一人一人の児童に関し、学校や学級の生活によりよく適応させ、これから取り組むことになる諸活動に対して主体的な活動への意欲をもたせ、自己実現に関わって必要とされる資質や能力、態度を身に付けるようにし、共に学び、活動することを通して存在感や自己実現の喜びの感じられる生活を築かせる中でよりよい発達を促すことが重要である。

特に、ガイダンスの機能の充実について配慮の求められる教育活動としては、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 入学時、新学期開始時期において、教師と児童及び児童相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮するとともに、児童自身が学校や学級における諸活動や集団の意義、内容などについて十分に理解し、自発的によりよい生活に取り組むことができるよう創意工夫すること。

イ 新たな学習や各種の学習活動の開始時期などにおいて、児童がこれから始まる学習に対して積極的な意欲をもち、主体的に活動に取り組むことができるよう各教科等において十分に配慮すること。

また、カウンセリングの機能を充実させることによって、児童一人一人の教育上の問題等について、本人又はその保護者などにその望ましい在り方についての助言を通して、子供たちのもつ悩みや困難の解決を援助し、児童の発達に即して、好ましい人間関係を育て、生活によりよく適応させ、人格の成長への援助を図ることは重要なことである。

カウンセリングの実施に当たっては、個々の児童の多様な実態や一人一人が抱える課題やその背景などを把握すること、早期発見・早期対応に留意すること、スクールカウンセラー等の活用や関係機関等との連携などに配慮することが必要である。

小学校の6年間は児童の発達にとって大きな幅のある期間であり、低学年、中学年、高学年の発達の段階に応じて、それぞれの特長があることから、その特長を生かした指導の工夫を行うことが重要である。

例えば、低学年では、自分でしなければならないことができるようになるとともに、幼児期の自己中心性は残っているが、他の児童の立場を認めたり、理解したりする能力も徐々に発達してくる。善悪の判断や具体的な行動については、教師や保護者の影響を受ける部分が大きいものの、行ってよいことと悪いことの理解ができるようになる。このため、行ってよいことと悪いことの区別がしっかりと自覚でき、社会生活上のきまりが確実に身に付くよう繰り返し指導するなどの

指導上の工夫を行うことが求められる。

中学年では、社会的な活動範囲が広がり、地域の施設や行事に興味を示し、自然等への関心も増えてくるとともに、自分の行為の善悪について、ある程度反省しながら認識できるようになる。このため、自分を内省できる力を身に付け、自分の特徴を自覚し、そのよい所を伸ばそうとする意識を高められるよう指導するなどの指導上の工夫を行うことが求められる。

高学年では、相手の身になって人の心を思いやる共感能力が発達してくるとともに、自律的な態度が発達し、自分の行為を自分の判断で決定しようとするに伴い、責任感が強くなり批判的な能力も備わってくる。このため、教師は児童の自律的な傾向を適切に育てるように配慮することが求められる。また、様々な生徒指導上の課題等が早期化しており、中学校からではなく、小学校高学年からの対応もより一層必要となっている。

(2) 生徒指導の充実（第1章第4の1の(2)）

(2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、全ての児童のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる児童の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童の健全な成長を促し、児童自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進めていく上で、その基盤となるのは児童一人一人についての児童理解の深化を図ることである。一人一人の児童はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっている。また、児童の生育環境も将来の夢や希望等も異なる。

第4節 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

(1) 学級経営、児童の発達の支援（第1章第4の1の(1)）

(1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

学校は、児童にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。児童一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、児童が自分の特徴に気づき、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

学級は、児童にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の教師の営みは重要である。学級担任の教師は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てるようにする必要がある。

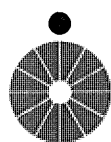
学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童理解である。学級担任の教師の、日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の児童を客観的かつ総合的に認識することが児童理解の第一歩である。日ごろから、児童の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

また、学級を一人一人の児童にとって存在感を実感できる場としてつくりあげることが大切である。すなわち、児童の規範意識を育成するため、必要な場面では、学級担任の教師が毅然とした対応を行いつつ、相手の身になって考え、相手のよさを見付けようと努める学級、互いに協力し合い、自分の力を学級全体のために役立てようとする学級、言い換えれば、児童相互の好ましい人間関係を育て

小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説

総則編

平成 29 年 7 月



文部科学省

● 目次

● 第1章 総説	1
1 改訂の経緯及び基本方針	1
(1) 改訂の経緯	1
(2) 改訂の基本方針	2
2 改訂の要点	5
(1) 学校教育法施行規則改正の要点	5
(2) 前文の趣旨及び要点	6
(3) 総則改正の要点	7
3 道徳の特別の教科化に係る一部改正	8
(1) 一部改正の経緯	8
(2) 一部改正の基本方針	9
(3) 一部改正の要点	10
● 第2章 教育課程の基準	11
● 第1節 教育課程の意義	11
● 第2節 教育課程に関する法制	13
1 教育課程とその基準	13
2 教育課程に関する法令	14
(1) 教育基本法	14
(2) 学校教育法, 学校教育法施行規則	14
(3) 学習指導要領	15
(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する 法律	16
● 第3章 教育課程の編成及び実施	17
● 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割	17
1 教育課程編成の原則	17
(1) 教育課程の編成の主体	17
(2) 教育課程の編成の原則	18

2	生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開	22
(1)	確かな学力	23
(2)	豊かな心	24
(3)	健やかな体	31
3	育成を目指す資質・能力	34
4	カリキュラム・マネジメントの充実	39
● 第2節	教育課程の編成	46
1	各学校の教育目標と教育課程の編成	46
2	教科等横断的な視点に立った資質・能力	47
(1)	学習の基盤となる資質・能力	48
(2)	現代的な諸課題に対応して求められる 資質・能力	52
3	教育課程の編成における共通的事項	53
(1)	内容等の取扱い	53
(2)	授業時数等の取扱い	58
(3)	指導計画の作成等に当たっての配慮事項	67
4	学校段階等間の接続	73
(1)	幼児期の教育との接続及び低学年における 教育全体の充実	73
(2)	中学校教育及びその後の教育との接続、 義務教育学校等の教育課程	74
● 第3節	教育課程の実施と学習評価	76
1	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた 授業改善	76
(1)	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた 授業改善	76
(2)	言語環境の整備と言語活動の充実	80

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用, コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験…	83
(4) 見通しを立てたり, 振り返ったりする 学習活動	87
(5) 体験活動	88
(6) 課題選択及び自主的, 自発的な学習の促進…	90
(7) 学校図書館, 地域の公共施設の利活用	91
2 学習評価の充実	93
(1) 指導の評価と改善	93
(2) 学習評価に関する工夫	94
● 第4節 児童の発達への支援	96
1 児童の発達を支える指導の充実	96
(1) 学級経営, 児童の発達への支援	96
(2) 生徒指導の充実	99
(3) キャリア教育の充実	101
(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実	103
2 特別な配慮を必要とする児童への指導	106
(1) 障害のある児童などへの指導	106
(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導	115
(3) 不登校児童への配慮	118
● 第5節 学校運営上の留意事項	120
1 教育課程の改善と学校評価等	120
2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携	125
● 第6節 道徳教育推進上の配慮事項	128
1 道徳教育の指導体制と全体計画	128
(1) 道徳教育の指導体制	128
(2) 道徳教育の全体計画	129

(3) 各教科等における指導の基本方針	133
(4) 各教科等における道徳教育	134
2 指導内容の重点化	138
(1) 各学年を通じて配慮すること	139
(2) 学年段階ごとに配慮すること	140
3 豊かな体験活動の充実といじめの防止	141
(1) 学校や学級内の人間関係や環境	141
(2) 豊かな体験の充実	142
(3) 道徳教育の指導内容と児童の日常生活	143
4 家庭や地域社会との連携	144
(1) 道徳教育に関わる情報発信	144
(2) 家庭や地域社会との相互連携	145
(資料) 学習指導要領等の改訂の経過	146
● 付録	159
● 付録1：参考法令	160
教育基本法	160
学校教育法（抄）	164
学校教育法施行令（抄）	167
学校教育法施行規則（抄）	168
地方教育行政の組織及び運営に関する 法律（抄）	176
● 付録2：小学校学習指導要領 前文	179
第1章 総則	180
● 付録3：中学校学習指導要領 第1章 総則	188
● 付録4：小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳	196
● 付録5：「道徳の内容」の学年段階・学校段階の 一覧表	202

● 付録6：現代的な諸課題に関する教科等横断的な 教育内容についての参考資料	204
● 付録7：幼稚園教育要領	250

各行事の実施に替えることができる。

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

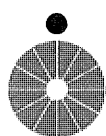
また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、(生活科)を中心に、(合科的・関連的)な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

- (2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

小学校

学習指導要領(平成 29 年告示)

平成 29 年 3 月 告示



文部科学省

● 目次

● 教育基本法	2
● 学校教育法（抄）.....	6
● 学校教育法施行規則（抄）.....	8

● 小学校学習指導要領

● 前 文	15
● 第1章 <u>総 則</u>	17
● 第2章 各 教 科	28
● 第1節 国 語	28
● 第2節 社 会	46
● 第3節 算 数	64
● 第4節 理 科	94
● 第5節 生 活	112
● 第6節 音 楽	116
● 第7節 図画工作	129
● 第8節 家 庭	136
● 第9節 体 育	142
● 第10節 外 国 語	156
● 第3章 特別の教科 道德	165
● 第4章 外国語活動	173
● 第5章 総合的な学習の時間	179
● 第6章 特 別 活 動	183
● 移行措置関係規定	191
● 義務教育学校等関係法令	197
● 幼稚園教育要領	207
● 中学校学習指導要領	223

成に資することとなるよう特に留意すること。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
- 3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にししながら、教育活動の充実に努めるものとする。その際、児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。
 - (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
 - (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
 - (3) 学びに向かう力、人間性等を^{かん}涵養すること。
- 4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成

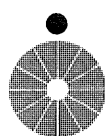
教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通し

- (3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。
 - (4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。
 - (5) 児童の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。
 - (6) 児童の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
 - (7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。
- 3 教材については、次の事項に留意するものとする。
- (1) 児童の発達段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。
 - (2) 教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。
 - ア 児童の発達段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
 - イ 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間とし

小学校

学習指導要領(平成 29 年告示)

平成 29 年 3 月 告示



文部科学省

● 目次

● 教育基本法	2
● 学校教育法（抄）.....	6
● 学校教育法施行規則（抄）.....	8

● 小学校学習指導要領

● 前 文	15
● 第1章 総 則	17
● 第2章 各 教 科	28
● 第1節 国 語	28
● 第2節 社 会	46
● 第3節 算 数	64
● 第4節 理 科	94
● 第5節 生 活	112
● 第6節 音 楽	116
● 第7節 図画工作	129
● 第8節 家 庭	136
● 第9節 体 育	142
● 第10節 外 国 語	156
● 第3章 特別の教科 道徳	165
● 第4章 外国語活動	173
● 第5章 総合的な学習の時間	179
● 第6章 特 別 活 動	183
● 移行措置関係規定	191
● 義務教育学校等関係法令	197
● 幼稚園教育要領	207
● 中学校学習指導要領	223

●第1 目 標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

●第2 内 容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

A 主として自分自身に関すること

[善悪の判断, 自律, 自由と責任]

〔第1学年及び第2学年〕

よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。

〔第3学年及び第4学年〕

正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。

〔第5学年及び第6学年〕

自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。

[正直, 誠実]

〔第1学年及び第2学年〕

うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。

〔第3学年及び第4学年〕

過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誠実に、明るい心で生活すること。

[節度, 節制]

〔第1学年及び第2学年〕

健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

〔第3学年及び第4学年〕

自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、

自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。

〔感動、畏敬の念〕

〔第1学年及び第2学年〕

美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

〔よりよく生きる喜び〕

〔第5学年及び第6学年〕

よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じることにすること。

● 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。
- 2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
 - (2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワークがあるが、道徳科においては、第2に示す内容との関連を踏まえて、特に、情報社会の倫理、法
の理解と遵守といった内容を中心に扱うことが考えられる。

指導に際して具体的にどのような問題を扱うかについては各学校において
検討していく必要があるが、例えば、親切や思いやり、(礼儀に関わる指導の
際に、インターネット上の書き込みのすれ違いなどについて触れたり、) 規則
の尊重に関わる指導の際に、インターネット上のルールや著作権など法やき
まりに触れたりすることが考えられる。また、情報機器を使用する際には、
使い方によっては相手を傷つけるなど、人間関係に負の影響を及ぼすことも
あることなどについても、指導上の配慮を行う必要がある。

イ 情報モラルへの配慮と道徳科

情報モラルに関する指導について、道徳科では、その特質を生かした指導
の中での配慮が求められる。道徳科は道徳的価値に関わる学習を行う特質が
あることを踏まえた上で、指導に際しては、情報モラルに関わる題材を生か
して話し合いを深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入
れたりするなど、創意ある多様な工夫が生み出されることが期待される。

具体的には、例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせた会話との
違いを理解し、メールなどが相手に与える影響について考えるなど、イン
ターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした親切や思いやり、礼
儀に関わる指導が考えられる。また、インターネット上の法やきまりを守れ
ずに引き起こされた出来事などを題材として規則の尊重に関わる授業を進め
ることも考えられる。その際、問題の根底にある他者への共感や思いやり、
法やきまりのもつ意味などについて、児童が考えを深めることができるよう
にすることが重要になる。

なお、道徳科は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめる時間であるとの
特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回
避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのでは
ないことに留意する必要がある。

(2) 現代的な課題の扱い

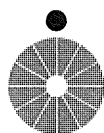
道徳科の内容で扱う道徳的諸価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっている。

児童には、発達段階に応じて現代的な課題を身近な問題と結び付けて、自分
との関わりで考えられるようにすることが求められる。現代社会を生きる上での
課題を扱う場合には、問題解決的な学習を行ったり話し合いを深めたりするなどの
指導方法を工夫し、課題を自分との関係で捉え、その解決に向けて考え続けよう

小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説

特別の教科 道徳編

平成 29 年 7 月



文部科学省

(3) 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

道徳科において実践活動や体験活動を生かす方法は多様に考えられ、各学校で児童の発達の段階等を考慮して年間指導計画に位置付け、実施できるようにすることが大切である。例えば、ある体験活動の中で感じたことや考えたことを道徳科の話合いに生かすことで、児童の関心を高め、道徳的实践を主体的に行う意欲と態度を育む方法などが考えられる。特に特別活動において、道徳的価値を意図した実践活動や体験活動が計画的に行われている場合は、そこでの児童の体験を基に道徳科において考えを深めることが有効である。

学校が計画的に実施する体験活動は、児童が共有することができ、学級の全児童が共通の関心などをもとに問題意識を高めて学習に取り組むことが可能になるため、それぞれの指導相互の効果を高めることが期待できる。

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2）

(6) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(1) 情報モラルに関する指導

社会の情報化が進展する中、児童は、学年が上がるにつれて、次第に情報機器を日常的に用いる環境の中に入っており、学校や児童の実態に応じた対応が学校教育の中で求められる。これらは、学校の教育活動全体で取り組むべきものであるが、道徳科においても同様に、情報モラルに関する指導を充実する必要がある。

ア 情報モラルと道徳科の内容

情報モラルは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度と捉えることができる。内容としては、情報社会の倫理、法の理解と遵守、安

は、その後の学習に支障がないように配慮する必要がある。あわせて、不登校児童の保護者に対し、不登校児童への支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要である。

加えて、家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童に対しては、その状況を見極め、当該児童及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行うことが重要である。

さらに、不登校児童が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援を行うことが重要である。

こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教師など他の教師がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し学校全体で行うことが必要である。加えて、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。その際、学校は、当該児童や保護者と話し合うなどして「児童理解・教育支援シート」等を作成することが望ましい。

② 不登校児童の実態に配慮した教育課程の編成(第1章第4の2の(3)のイ)

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成し、教育を実施する場合は、学校教育法施行規則第56条に基づき、文部科学大臣の指定が必要となる。

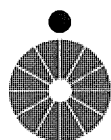
この特別の教育課程においても、憲法、教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法に定める学校教育の目標の達成に努める必要がある。

また、特別の教育課程を実施する際は、不登校児童の状況に配慮し、例えば、不登校児童の(学習状況)に合わせた個別学習、(グループ別)学習、家庭訪問や保護者への支援等個々の児童の実態に即した支援、(学校外)の学習プログラムの積極的な活用など指導方法や指導体制の工夫改善に努めることが求められる。

小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説

総則編

平成 29 年 7 月



文部科学省

● 目次

● 第1章 総説	1
1 改訂の経緯及び基本方針	1
(1) 改訂の経緯	1
(2) 改訂の基本方針	2
2 改訂の要点	5
(1) 学校教育法施行規則改正の要点	5
(2) 前文の趣旨及び要点	6
(3) 総則改正の要点	7
3 道徳の特別の教科化に係る一部改正	8
(1) 一部改正の経緯	8
(2) 一部改正の基本方針	9
(3) 一部改正の要点	10
● 第2章 教育課程の基準	11
● 第1節 教育課程の意義	11
● 第2節 教育課程に関する法制	13
1 教育課程とその基準	13
2 教育課程に関する法令	14
(1) 教育基本法	14
(2) 学校教育法, 学校教育法施行規則	14
(3) 学習指導要領	15
(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する 法律	16
● 第3章 教育課程の編成及び実施	17
● 第1節 小学校教育の基本と教育課程の役割	17
1 教育課程編成の原則	17
(1) 教育課程の編成の主体	17
(2) 教育課程の編成の原則	18

2	生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開	22
(1)	確かな学力	23
(2)	豊かな心	24
(3)	健やかな体	31
3	育成を目指す資質・能力	34
4	カリキュラム・マネジメントの充実	39
● 第2節	教育課程の編成	46
1	各学校の教育目標と教育課程の編成	46
2	教科等横断的な視点に立った資質・能力	47
(1)	学習の基盤となる資質・能力	48
(2)	現代的な諸課題に対応して求められる 資質・能力	52
3	教育課程の編成における共通的事項	53
(1)	内容等の取扱い	53
(2)	授業時数等の取扱い	58
(3)	指導計画の作成等に当たっての配慮事項	67
4	学校段階等間の接続	73
(1)	幼児期の教育との接続及び低学年における 教育全体の充実	73
(2)	中学校教育及びその後の教育との接続, 義務教育学校等の教育課程	74
● 第3節	教育課程の実施と学習評価	76
1	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた 授業改善	76
(1)	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた 授業改善	76
(2)	言語環境の整備と言語活動の充実	80

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用, コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験…	83
(4) 見通しを立てたり, 振り返ったりする 学習活動	87
(5) 体験活動	88
(6) 課題選択及び自主的, 自発的な学習の促進…	90
(7) 学校図書館, 地域の公共施設の利活用	91
2 学習評価の充実	93
(1) 指導の評価と改善	93
(2) 学習評価に関する工夫	94
● 第4節 児童の発達の支援	96
1 児童の発達を支える指導の充実	96
(1) 学級経営, 児童の発達の支援	96
(2) 生徒指導の充実	99
(3) キャリア教育の充実	101
(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実	103
2 特別な配慮を必要とする児童への指導	106
(1) 障害のある児童などへの指導	106
(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導	115
(3) 不登校児童への配慮	118
● 第5節 学校運営上の留意事項	120
1 教育課程の改善と学校評価等	120
2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携	125
● 第6節 道徳教育推進上の配慮事項	128
1 道徳教育の指導体制と全体計画	128
(1) 道徳教育の指導体制	128
(2) 道徳教育の全体計画	129

(3) 各教科等における指導の基本方針	133
(4) 各教科等における道徳教育	134
2 指導内容の重点化	138
(1) 各学年を通じて配慮すること	139
(2) 学年段階ごとに配慮すること	140
3 豊かな体験活動の充実といじめの防止	141
(1) 学校や学級内の人間関係や環境	141
(2) 豊かな体験の充実	142
(3) 道徳教育の指導内容と児童の日常生活	143
4 家庭や地域社会との連携	144
(1) 道徳教育に関わる情報発信	144
(2) 家庭や地域社会との相互連携	145
(資料) 学習指導要領等の改訂の経過	146
● 付録	159
● 付録1：参考法令	160
教育基本法	160
学校教育法（抄）	164
学校教育法施行令（抄）	167
学校教育法施行規則（抄）	168
地方教育行政の組織及び運営に関する 法律（抄）	176
● 付録2：小学校学習指導要領 前文	179
第1章 総則	180
● 付録3：中学校学習指導要領 第1章 総則	188
● 付録4：小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳	196
● 付録5：「道徳の内容」の学年段階・学校段階の 一覧表	202

● 付録6：現代的な諸課題に関する教科等横断的な 教育内容についての参考資料	204
● 付録7：幼稚園教育要領	250

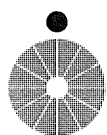
● 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。
 - (2) 各学校においては特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、児童の発達段階などを考慮するとともに、第2に示す内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。
 - (3) 学級活動における児童の(自発的、自治的)な活動を中心として、各活動と(学校行事)を相互に関連付けながら、個々の児童についての理解を深め、教師と児童、児童相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、(いじめ)の未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。
 - (4) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
 - (5) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - (6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 学級活動、児童会活動及びクラブ活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効

小学校

学習指導要領(平成 29 年告示)

平成 29 年 3 月 告示



文部科学省

● 目次

● 教育基本法	2
● 学校教育法（抄）.....	6
● 学校教育法施行規則（抄）.....	8

● 小学校学習指導要領

● 前 文	15
● 第1章 総 則	17
● 第2章 各 教 科	28
● 第1節 国 語	28
● 第2節 社 会	46
● 第3節 算 数	64
● 第4節 理 科	94
● 第5節 生 活	112
● 第6節 音 楽	116
● 第7節 図画工作	129
● 第8節 家 庭	136
● 第9節 体 育	142
● 第10節 外 国 語	156
● 第3章 特別の教科 道徳	165
● 第4章 外国語活動	173
● 第5章 総合的な学習の時間	179
● 第6章 <u>特 別 活 動</u>	183
● 移行措置関係規定	191
● 義務教育学校等関係法令	197
● 幼稚園教育要領	207
● 中学校学習指導要領	223

(2) 生徒指導の目的

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性^[*1]の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められます^[*2]。

生徒指導の目的

1 生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものです。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

児童生徒は、学校生活における多様な他者との関わり合いや学び合いの経験を通して、

[*1] 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」中央教育審議会（令和3年）の答申では、令和の日本型学校教育において、児童生徒の個別最適な学びの実現に向けて、児童生徒のよい点や可能性を伸ばし、これまで以上に児童生徒の成長やつまずき、悩み等の理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく支援することが大切であると指摘されている。

[*2] 本書では、児童生徒に対して、①特定の課題を想定しない場合は「支える」若しくは「支持する」、②特定の課題を想定した指導や援助の場合は「指導する」、「援助する」若しくは「指導・援助」、又は③上記の①②を包括的に示す場合は「支援する」と表記する。なお、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであることから、13.1においては「指導や支援」という表記を使用している。

なります。

(3) 自己決定の場の提供

児童生徒が自己指導能力を獲得するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習等を通じて自己の仮説を検証してレポートする等、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作する等の体験が何より重要です。児童生徒の自己決定の場を広げていくために、学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていくことが求められます。

(4) 安全・安心な風土の醸成

児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要があります。他者の人格や人権をおとしめる言動、いじめ、暴力行為などは、決して許されるものではありません。お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切です。そのためには、教職員による児童生徒への配慮に欠けた言動、暴言や体罰等が許されないことは言うまでもありません。

1.1.3 生徒指導の連関性

(1) 生徒指導とキャリア教育

生徒指導と同様に、児童生徒の社会的自己実現を支える教育活動としてキャリア教育があります。生徒指導を進める上で、両者の相互作用を理解して、一体となった取組を行うことが大切です。

小・中学校学習指導要領の総則において、キャリア教育について「児童（生徒）が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と示されています。キャリア教育を学校教育全体で進めるという前提の下、これまでの教科の学びや体験活動等を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会につなげていくことが求められています。

進路指導については、「その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこ

1.2.2 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示しています。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。すなわち、教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけます。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通した個と集団への働きかけが大切になります。例えば、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力の育成や、自己の将来をデザインするキャリア教育など、教員だけではなくスクールカウンセラー（以下「SC」という。）等の協力も得ながら、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、全ての児童生徒の発達を支える働きかけを行います。このような働きかけを、学習指導と関連付けて行うことも重要です。意図的に、各教科、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等と密接に関連させて取組を進める場合もあります。

1.2.3 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成されます。課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。

具体的には、いじめ防止教育、SOS の出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当します。生徒指導部を中心に、SC 等の専門家等の協力も得ながら、年間指導計画に位置付け、実践することが重要です。

ことが必要です。学校ホームページによる情報発信の工夫、あるいは、学級・ホームルーム担任による保護者向けの学級・ホームルーム通信、学年便り、生徒指導部や教育相談部による通信等によって、生徒指導の目標理解や協力のお願ひ、児童生徒の実態に関する情報共有等を図ります。保護者の学校理解や教職員理解の深まりは、家庭や地域との連携・協働の基盤となります。

1.4.3 家庭や地域の参画

4 生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を緊密にし、児童生徒の健全育成という広い視野から地域全体で取り組む「社会に開かれた生徒指導」として推進を図ることが重要です。具体的な方法としては、以下の2点があります。

(1) コミュニティ・スクール

第一の方法としては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域社会総がかりで生徒指導を展開します。学校運営協議会を通じて、保護者や地域の人々等が一定の権限と責任^[*16]を持って学校運営に参画する仕組みを置く学校が、コミュニティ・スクールです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条の5）で、その意義や役割が規定されており、学校運営協議会の設置は教育委員会の努力義務とされています。保護者や地域の人々等の意見を学校運営に反映させるための協議や基本方針の承認を行うことを通じて、生徒指導の課題や重点目標の共通理解、具体的な教育活動の案出、家庭と地域との連携・協働、評価と改善事項等を地域と学校が共有して具体的な取組へとつなげることが可能となります。保護者や地域の人々が学校や教育委員会に意向を伝えるとともに、学校からも保護者や地域の人々に意向を伝えることが、具体的な取組を推進する上で重要です。

[*16] 学校運営協議会の主な役割として、次の3つがある。①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量や図形、標識や文字等への関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

幼児教育においては、これらの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することが大切です。小学校教育においては、幼稚園教育要領等に基づく幼児教育を通して育まれた資質・能力を踏まえた教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるように働きかけることが求められています。幼保小の教職員が、このような姿について共通理解を図り、指導の充実につなげていくことが大切です。

(2) スタートカリキュラムの工夫

小学校では、幼児期における遊びを通した総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導計画の作成や指導の工夫をすることが必要です。いわゆるスタートカリキュラム^[*18]を編成・実施することにより、自分で考え、選択・判断し、行動する自己指導能力や他者との協働性の土台をつくることが可能になります。

1.5.4 社会的自立に向けた取組

第四の留意点は、児童生徒の社会的自立に向けた取組です。生徒指導は、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在となるように、適切な働きかけを行うことであるという点に留意し、社会的自立に向けた取組を日常の教育活動を通じて実施することが求められます。

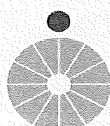
民法の改正により、令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、18歳となった時点で生徒は成人となり、親権に服することがなくなります。つまり、学校

[*18] 「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム スタートカリキュラム導入・実践の手引き」国立教育政策研究所教育課程研究センター編（平成30年）

生徒指導提要

令和4年12月

文部科学省



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

さらに、本通知においては、上記で示した児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例がまとめられています。ただし、体罰かどうかの判断は、最終的には、(2)で示した諸条件や部活動に関するガイドライン^[*42]を踏まえ、個々の事案ごとに判断する必要があります。

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

1. ● 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
2. ● 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
3. ● 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
4. ● 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

また、たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力とを感じる場合もあることを考慮しなければなりません。そのため、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。加えて、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります^[*43]。

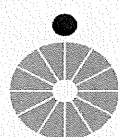
[*42] 「運動部活動での指導のガイドライン」文部科学省（平成25年5月）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁（平成30年3月）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」文化庁（平成30年12月）

[*43] 「池田町における自殺事案を踏まえた生徒指導上の留意事項について」児童生徒課長（平成29年10月20日）

生徒指導提要

令和4年12月

文部科学省



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2.5.4	児童会・生徒会活動、クラブ活動と生徒指導	63
2.5.5	学校行事と生徒指導	66
第3章	<u>チーム学校による生徒指導体制</u>	68
3.1	チーム学校における学校組織	68
3.1.1	チーム学校とは	68
3.1.2	チーム学校として機能する学校組織	70
3.2	生徒指導体制	72
3.2.1	生徒指導部と生徒指導主事の役割	72
3.2.2	学年・校務分掌を横断する生徒指導体制	75
3.2.3	生徒指導のための教職員の研修	77
3.2.4	生徒指導の年間指導計画	79
3.3	教育相談体制	80
3.3.1	教育相談の基本的な考え方と活動の体制	80
3.3.2	教育相談活動の全校的展開	82
3.3.3	教育相談のための教職員の研修	86
3.3.4	教育相談活動の年間計画	87
3.4	生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援	88
3.4.1	生徒指導と教育相談	88
3.4.2	生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援の実際	89
3.5	危機管理体制	96
3.5.1	学校危機とは	96
3.5.2	学校危機への介入	97
3.6	生徒指導に関する法制度等の運用体制	101
3.6.1	校則の運用・見直し	101
3.6.2	懲戒と体罰、不適切な指導	103
3.6.3	出席停止制度の趣旨と運用	106
3.7	学校・家庭・関係機関等との連携・協働	107
3.7.1	連携・協働の場としての学校の意義と役割	107
3.7.2	学校と家庭、地域との連携・協働	108

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。

- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるようお願い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断され则认为られる行為)(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると
考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断され则认为られる行為)

○ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

5 ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。

- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。

・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

児童生徒の教育相談の充実について（報告）

－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－

1 本調査研究の目的・概要

（1）検討の趣旨

平成18年秋に全国で相次いで起こったいじめ自殺など、多発する事件・事故の対応や自然災害など緊急時の児童生徒に対する心のケアが大きな社会問題として捉えられている。子どもたちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることの大切さが再確認され、スクールカウンセラーの在り方を含め、学校等における教育相談活動の充実について、今後の学校や教育関係者等における取組の指針となるよう平成19年7月に「児童生徒の教育相談の充実について ー生き生きとした子どもを育てる相談体制づくりー」（教育相談等に関する調査研究協力者会議）として、報告書がまとめられたところである。

その後の状況として、平成20年11月に公表された「平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省児童生徒課調べ）の調査結果においては、

- ① 小・中学校における不登校児童生徒数は、約12万9千人と2年連続の増加となっていること、
 - ② 高等学校における不登校生徒数は約5万3千人、中途退学者数は約7万3千人と、近年減少傾向にあるが、なお相当数に上ること、
 - ③ 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、約5万3千件とすべての学校種で過去最高の件数に上ること、
 - ④ 小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約10万1千件と、前年度より約2万4千件減少しているが、依然として相当数に上ること、
 - ⑤ また、平成18年度の調査から「いじめの態様」の調査項目に、「パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる」という項目を追加したところ、今回の調査結果では約1千件増加し、約6千件となったこと、
 - ⑥ 小・中・高等学校における、自殺した児童生徒が置かれていた状況として、「いじめの問題」があったケースが計上されていること、
- などが明らかになった。

このように、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の諸問題は、依然として憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題として、これらの問題に一層効果的に対応するためには、学校等における教育相談をさらに充実する必要がある。

(2) 子どもたちを取り巻く教育相談体制について

1 教育相談とは、本来、一人一人の子どもの教育上の諸問題について、本人又は保護者、教職員などにその望ましい在り方について助言指導することを意味している。言い換えれば、子どもたちの持つ悩みや困難の解決を援助することによって、その生活によく適応させ、人格の成長への援助を図ろうとするものである。

2 そのため教育相談は、児童生徒を中心に置くが、学校の中だけで行われるものではなく、家庭、地域など様々な場所において行われている相談活動と連携し、必要に応じてネットワークを構築し、一体的に実施していく必要がある。

3 学校内での教育相談は、すべての教職員が児童生徒に接するあらゆる機会を捉え、あらゆる教育活動の実践の中で行うことが大切であり、決して特定の教職員だけが行うものではなく、すべての教職員が行うものである。そのため学校内の教育相談体制（組織）においても、一人一人の教職員の力量は大切であるが、校内の各組織と連携が図られ、機能的な体制が構築されていることが大切である。学校種や学校規模等により校務分掌は様々であるが、「教育相談」を担当する組織は、特に、「生徒指導」、「学校保健」、「進路指導」、「特別支援教育」等を担当する組織との連携をしていることが大切である。

4 また、学校では現在、常勤の教職員以外に様々な専門性を持つ外部人材（非常勤職員）が活動しており、教育相談においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがその代表的な職である。学校の実情や対応する教育相談の内容にもよるが、教育相談を目的として活動をしていない、学校医、学校歯科医などの学校で活動する様々な外部人材と積極的に連携していくことが必要である。こうした連携を円滑に行うためには、外部人材も含めて、学校内の教育相談体制が機能的に構築されていることが大切である。

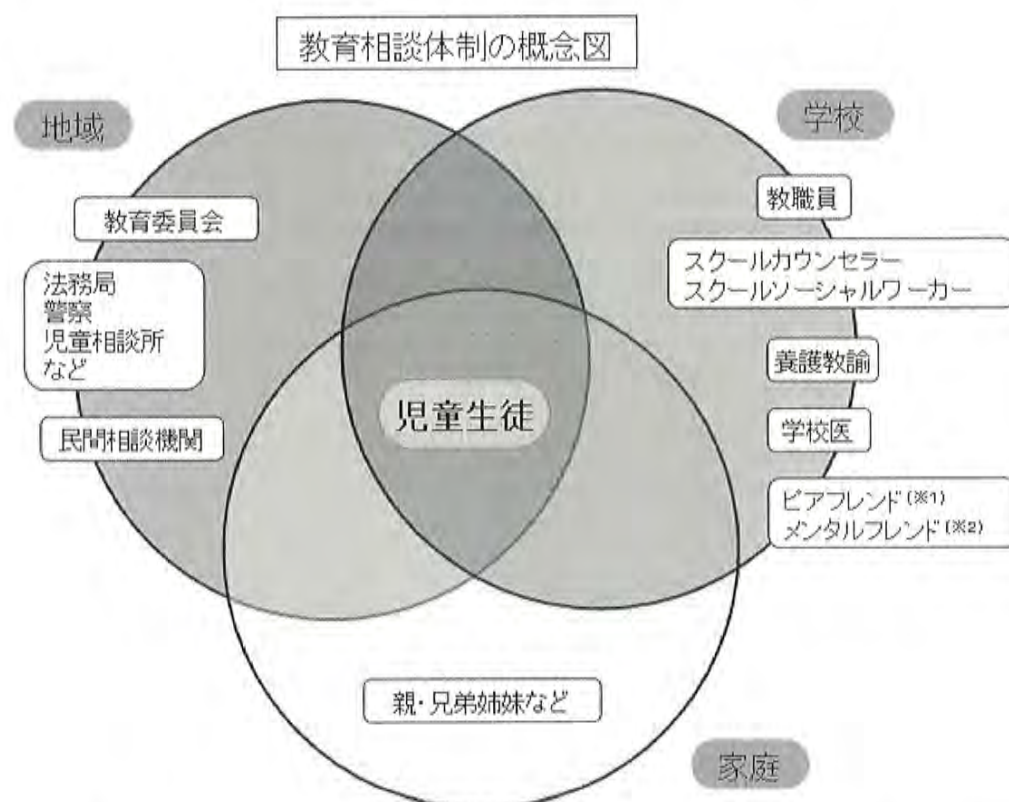
学校以外にも様々な専門的な機関等があり、相談業務等を行っている。代表的なものとしては、次のようなものがある。

効に機能していくことが大切であり、教育委員会、学校は、積極的にその活用を図るとともに、連携を深めていくことが大切である。

このように、教育相談体制は、児童生徒を中心に学校内外の様々な機関で行われている相談活動が重層的で相互に補完しながら、組織的に連携してネットワークを構築している。それを認識した上で教育相談に取り組むことが、学校、教育関係者にとって大切である。

子どもたちの悩みや不安を見過ごすことなく、そして子どもたちが、いつでも、どこでも相談できる重層的な体制を構築していくことで、子どもたちは安心して、伸び伸びと成長していけるのであり、その環境をつくるのが、子どもたちを取り巻く教育相談体制の役割である。

次章から、子どもたちを取り巻く教育相談体制について、学校内の教育相談体制の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの教育相談のための外部人材の有効活用、学校と学校外の相談機関等との連携について、詳しく述べていきたい。



- (注1)ピアフレンド : 児童生徒の自助組織。悩みを抱えている同級生や後輩への相談活動などを行う。
 (注2)メンタルフレンド : 大学等において心理や教育に関する学科について学び、いわば「お兄さん、お姉さん」的な存在に当たる大学生などを学校や家庭、教育支援センター等に派遣し、子どもや保護者への支援を行う。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

メニュー



児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－

平成21年3月
児童生徒課

「児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－」の報告書の作成について

平成21年3月
教育相談等に関する調査研究協力者会議

文部科学省では、平成20年4月に「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を設置し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの今後の役割や教育相談体制の充実のための連携の在り方等について、議論を行ってまいりました。

すでに都道府県・市区町村教育委員会、国・公・私立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校等に対しては、配布を行っているところですが、この度、ホームページに本会議の報告書を掲載いたします。

会議報告書及び参考資料等

[教育相談会議報告書（PDF:928KB）](#)

[参考資料等（PDF:1648KB）](#)

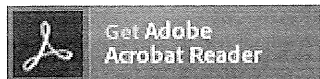
お問合せ先

初等中等教育局児童生徒課

生徒指導第二係

電話番号：03-5253-4111（内線3289）

竹内 客野 小沼



PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(初等中等教育局児童生徒課)

― 登録:平成22年01月 ―

【基礎編】

1. 虐待とは

1 虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害です。最悪の場合、子供を死に至らしめる事例も少なくありません。保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではありません¹。 5

このように、虐待は深刻な問題であり、学校・教育委員会等の関係者は、幼児児童生徒の安全を守る立場から虐待の態様や影響について理解しておく必要があります。虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。

【虐待の種類】²

身体的虐待	幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くあります。
性的虐待	性的な満足を得るためにわいせつな行為をしたりさせたりすること。直接的な性行為だけでなく、子供をポルノグラフィーの被写体にするなどとも含まれます。
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにしたりするといった行為を指します。
心理的虐待	子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たります。

¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より。児童虐待防止法第14条第2項も参照

² 文部科学省「児童虐待防止と学校（研修教材）」より

3. 学校・教職員等の役割

(1) 学校・教職員の役割、責務

学校・教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。

児童虐待防止法によって学校・教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の4点ですが、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。このことから、学校・教職員としては、(2)に挙げた関係機関の役割や専門性を念頭に置きつつ、学校としての役割を果たすようにしてください。個別の事案にどのように対応すべきかについては、対応編2～3で確認してください。

- 2 ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】

3 ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】

③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】

④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第5項】

このほか、児童虐待防止法第13条の4により、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）から虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができるとされています。

さらに、学校等及びその設置者においては、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）にあるように、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。また、学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要です。

学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き

文 部 科 学 省
令和2年6月改訂版

24

令和5年4月1日

(最新は令和6年4月1日)

平成十二年法律第八十二号

児童虐待の防止等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

2 (児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

3 **第六条** 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（都道府県児童福祉審議会等への報告）

第十三条の五 都道府県知事は、児童福祉法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会（同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）に、第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の内閣府令で定める事項を報告しなければならない。

（児童の人格の尊重等）

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

- 2** 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

（親権の喪失の制度の適切な運用）

第十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

（大都市等の特例）

第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

（罰則）

第十七条 第十二条の四第一項の規定による命令（同条第二項の規定により同条第一項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）